

令和7年度授業料免除申請要項（前期） （国立高等専門学校機構における授業料免除 申請者向け）

- 申請書等提出期間：
令和7年4月11日（金）～令和7年4月23日（水）
※土日を除く9時～17時の間受付
- 提出場所：学生課学生生活支援係

久留米工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

1 国立高等専門学校機構における授業料免除について

(1) 災害その他特別な事由による授業料免除

A. 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあつては4月1日）前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以降「学資負担者」という。）が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であつて、校長が相当と認める事由がある場合

B. その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があつた場合
- ② 在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格がある学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

C. 私費留学生に対する授業料免除

国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生のうち、経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀と認められる場合

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病氣、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

3 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・要件を満たす限り、「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」と「国立高等専門学校機構における授業料免除」は、どちらも申し込むことができますが、免除決定額の合計が各期の授業料額を超えることはありません。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

4 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生生活支援係（TEL：0942-35-9317・9443）までお問い合わせください。

（9：00～17：00 ※土・日・祝日等休業日を除く）

Ⅱ 提出書類

申請区分によって提出書類が異なりますが、いずれの申請区分においても授業料免除申請書の提出期限は、令和7年4月23日（水）となっていますので、ご注意ください。

1 全員が提出するもの

提出期間：令和7年4月11日（金）～令和7年4月23日（水）

提出書類
(様式1) 授業料免除申請書

2 該当者が提出するもの

提出期間：令和7年6月2日（月）～令和7年6月13日（金）

申請区分	提出書類
A. 災害等による特別な事由による場合 B. その他特別な事由の場合	<ol style="list-style-type: none">1. 住民票（申請者と生計を一にする世帯全員分）写し2. 市区町村発行の所得証明書（申請者と生計を一にする世帯全員分）写し<ul style="list-style-type: none">・令和7年度（令和6年分）についての記載があるもの・通常6月1日以降に市町村役場で発行が可能3. (様式2) 家族状況等申告書4. 家族状況等申告書により該当する書類 <p>※申請理由によって、事実認定の確認が必要な場合は、追加の書類を求められることがある</p> <p>※（1）災害その他特別な事由による授業料免除の区分で申請する場合で、災害救助法の適用を受けた地域に係る申請の場合は被災事実の認定ができる公的証明書（罹災証明書、死亡診断書等）の提出のみ（1～4の書類は省略）とすることができる。</p>
C. 私費留学生に対する授業料免除	<ol style="list-style-type: none">1. 申請の前年度一年間（前年度の4月～3月）に受けた給付奨学金の額が算定できるもの ※奨学金交付決定通知書など2. 申請の前年一年間（前年の1月～12月）に受けた仕送りや援助、給与等があるかわかるもの ※通帳の写しなど

Ⅲ 提出書類様式

下記の様式については、本校ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.kurume-nct.ac.jp/ON/S-SAD/shienhp.htm>

※学生用ポータルサイトにも掲載していますので、合わせて利用してください。



必要な様式を各自でダウンロードして、記入のうえ提出してください。

なお、記入の際は必ず黒のボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペンで記入した場合は無効とします。

国立高等専門学校機構における授業料免除 申請様式

(様式1) 授業料免除申請書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

※必ずしも全ての様式を提出する必要があるわけではない。

「Ⅱ提出書類」をよく確認のうえ、該当する様式のみを用いること。